

特別養護老人ホームの基準（定員増にかかるもの）

（1）人員基準

定員増により次の職種は、必要な人員数が増える場合があります。

生活相談員	入所者 100 人に対して常勤を 1 人以上、 100 人を超える場合は常勤を 2 人以上
介護・看護職員	総数は入所者 3 人に対して常勤換算で 1 人以上 看護職員は、常勤を 1 人以上とし、常勤換算は入所者数により次のとおり・入所者 31～50 人の場合、常勤換算で 2 人以上 ・入所者 51～130 人の場合、常勤換算で 3 人以上 ・入所者 131～180 人の場合、常勤換算で 4 人以上 *ユニット型の介護・看護職員は、昼間はユニットごとに常時 1 人以上、夜間は 2 ユニットごとに 1 人以上 ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置
介護支援専門員	入所者 100 人に対して常勤を 1 人以上、 100 人を超える場合は常勤を 2 人以上が標準

（2）設備基準

定員増により次の設備は、設置数や必要な面積が増える場合があります。

	多床室・従来型個室	ユニット型
洗面設備	居室のある階ごと	居室ごと又は共同生活室に相当数
便所	居室のある階ごと。居室に近接	居室ごと又は共同生活室に相当数
居室	入所者 1 人当たりの床面積は、内法 10.65 m ² 以上とし、ベッド、収納、ブザー等を設置	いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設ける。1 ユニットの入居定員は 15 人まで
食堂等	【食堂及び機能訓練室】 入所定員×3 m ² 以上。食事の提供又は機能訓練に支障がない広さが確保できれば同一の場所でも可	【共同生活室】 ユニットに属し、当該ユニットの入居定員×2 m ² 以上
廊下幅	1.8m以上。ただし、中廊下幅は、2.7m以上。どちらも有効幅	

洗面設備・便所は要介護者が使用するものに適したものとし、便所にはブザー等を設置

（3）プライバシーに配慮した多床室とは

プライバシー保護の観点からベッド間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者等からの視線を遮断する構造の多床室です。

（天井からの隙間は可としますが、家具やカーテンで仕切られている場合は該当しません。）



参 考

厚生労働省令、関係通知等、国の示す基準等の関連資料に関しましては、次のウェブサイトを確認ください。

- 厚生労働省法令等データベース <https://www.mhlw.go.jp/hourei/>
- 独立行政法人福祉医療機構ホームページ <https://www.wam.go.jp/hp/>

(基本的な法令等)

- 名古屋市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 名古屋市地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 名古屋市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

- 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
- 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について
- 指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準
- 指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準について
- 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準
- 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準について

- 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準
- 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

- 社会福祉法人による地域における公益的な取組の推進について（課長通知）